

中央市民センター大規模改修工事設計プロポーザルに関する第1回 質問・回答

※質問の内容は、質問書の原文のまま。

質 問		回 答
項 目	内 容	
参加資格について	構造設計の主任担当技術者を外部の協力事務所とする場合、構造主任担当技術者は説明書8 ページ 9-(1)イに記載の業務実績を有していれば、2 ページ 4-(1)共通事項にて求められる「市内に本店を有すること」を満たさなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	説明書2 ページ 4-(1)共通事項で求めているのは参加表明をする建築設計及び設備設計の事業者に対するものです。なお、説明書8 ページ 9-(1)イに記載の業務実績の有無については、参加技術者の評価基準であり、参加要件ではありません。
	参加資格について、建築設計・設備設計は共に説明書2 ページ 4-(1)に記載の共通事項を満たさなくてはならないという理解でよろしいでしょうか。また、構造設計は9 ページ9-(2)①に記載の通り、提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要はないため、共通事項の適応を受けず、500席以上のホールの実績を有していれば主任技術者としての選定基準を満たしているという理解でよろしいでしょうか。	
	参加資格について、協力事務所の構造設計者は、説明書8 ページ9-(1)イにて評価対象とする実績がなくとも参加可能と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、構造設計者が説明書8 ページ9-(1)イの実績がない場合は評価対象外となります。
提出様式について	説明書9 ページ 10-(2)「提出様式」について、提出様式⑤評価テーマに対する技術提案は様式6-1、6-2、6-3 の提出と記載がありますが、11 ページ12 項「二次審査の評価基準及び審査方法について」の中では様式6-1、6-2 に対する記載のみとなっております。11 ページ記載の内容を正とし、様式6-1、6-2 での提出とする考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
視覚的表現について	説明書10 ページ10-(3)「記載上の留意事項」について、技術提案書内の視覚的表現で許容される範囲は国土交通省全国営繕主管課長会議総会作成「建築設計業務委託の進め方」記載の「技術提案の表現」と同程度という認識でよろしいでしょうか。より詳細な制限等ありましたらご教示ください。	国土交通省全国営繕主管課長会議総会作成「建築設計業務委託の進め方」記載の「技術提案の表現」と同程度とさせていただきます。それ以上の制限等はありません。
二次審査配点について	説明書12 ページ12-(2)記載の配点表について、二次審査後の最終的な提案者の選定では、一次審査の得点(100 点)と、二次審査の得点(120 点)の合算(220点)ではなく、一次審査の得点を二次審査評価項目「資格」「技術力」に記載の15 点に割り振った後の二次審査の得点120 点のみで判断をするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

※質問の内容は、質問書の原文のまま。

質 問		回 答
項 目	内 容	
建物情報について	中央市民センターの現状把握のため、建物の竣工から現在までの改修履歴を総覧可能なリスト等ございましたら提供いただけないでしょうか。	<p>PDFデータを以下のとおり提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供場所：福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所3F 福岡市財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課 提供方法：CD-Rにて配布 提供期間：令和6年1月5日（金）から令和6年1月11日（木）
	中央市民センターは、現状で既に耐震改修については実施済みようですが、耐震診断・補強設計を行なった際の報告書(主に平面図・立面図・断面図など)がございましたら共有いただけないでしょうか。	<p>PDFデータを以下のとおり提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供場所：福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所3F 福岡市財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課 提供方法：CD-Rにて配布 提供期間：令和6年1月5日（金）から令和6年1月11日（木）
	中央市民センターの現状の各室の用途・規模の把握のため、現時点の平面図・立面図・断面図等の基本情報を確認できる資料がありましたら共有いただけないでしょうか。	<p>PDFデータを以下のとおり提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供場所：福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所3F 福岡市財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課 提供方法：CD-Rにて配布 提供期間：令和6年1月5日（金）から令和6年1月11日（木）
業務概要	本業務に耐震設計業務は含まれるか。	<p>本業務に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定）に係る設計業務は含まれません。</p>